

○杏林大学における研究資金獲得のための
クラウドファンディング事業に関する規程

制定 令和 5年10月16日

（目的）

第1条 本規程は、杏林大学（以下「本学」という。）において研究活動を通じて社会貢献に資することを目的に、クラウドファンディング事業を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）クラウドファンディング インターネットを通じて事業内容を公開し、賛同を得た不特定多数の支援者から支援金を募ることをいう。
- （2）クラウドファンディング事業 クラウドファンディングの実施及びそれにより受け入れた支援金により実施するプロジェクトをいう。
- （3）クラウドファンディング事業者 本学のクラウドファンディングの実施に係る業務を委託された者をいう。
- （4）支援者 クラウドファンディング事業者を介して本学の教育・研究活動のために支援金を提供した者をいう。
- （5）実施責任者 クラウドファンディング事業の遂行に責任を負う本学教職員をいう。
- （6）寄附金 支援者から受け入れた支援金をいう。

（実施の申請）

第3条 実施責任者は、クラウドファンディング事業を実施しようとするときは、学部長の確認を得たうえで事前に別紙様式1により学長へ申請しなければならない。

（事業の決定）

第4条 前条の申請があったときは、実施の可否を次に掲げる手順によって決定する。

- （1）学部長による確認
- （2）研究推進委員会での審査
- （3）教授会での審査
- （4）学長による承認

第3類（杏林大学における研究資金獲得のためのクラウドファンディング事業に関する規程）

2 前項第1号では次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 本学の目的・使命に沿った内容であること
- (2) 社会的な信頼性を損なう恐れがないこと
- (3) クラウドファンディングを実施する必要性があること
- (4) 本学の教職員が実施する事業として適当であること
- (5) 事業計画及び実施スケジュールが適当であること
- (6) 支援金の目標額の設定が適当であること
- (7) 返礼の内容が適当であること
- (8) 総合的に判断し、事業を実施することが適当であること
(寄附金の受入れ及び管理)

第5条 寄附金の受入れ及び管理については、本規程に定めるもののほか、学校法人杏林学園経理規程その他学内規則の定めるところによる。

2 寄附金を受け入れた際は、クラウドファンディング事業者への手数料のほか、本学事務手数料として寄附金総額の5%を拠出するものとする。

(実施責任者の責務)

第6条 実施責任者は、学部長の指導の下、承認を得た計画通りに遂行しなければならない。

2 実施責任者は、各年度終了後速やかに、学部長の承認を得たうえで別紙様式2により学長へ報告しなければならない。

3 実施責任者は、学部長の承認を得たうえで事業の経過（随時）、成果（事業終了時）を支援者へ報告しなければならない。

(事務)

第7条 クラウドファンディング事業の実施に関する事務は、公的資金企画管理課が担当する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営審議会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和 5年11月 1日より施行する。